

令和 8 年 3 月 27 日 区長記者会見

【司会】

それでは、定刻となりましたので、ただ今から令和 8 年 3 月 27 日、北区長定例記者会見を開始いたします。お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。私、広報課長の村松です、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、やまだ区長、政策経営部長の藤野、企画課長の栗生、児童相談所 開設準備担当部長の奥田、大規模区民施設 整備担当課長の和田、新庁舎 整備担当課長の越部、生活衛生課長の高橋、シティブランディング戦略課長の吉田、DX 推進担当課長の石山が出席しております。

それでは、早速ですが、やまだ区長、よろしくお願いいたします

【やまだ区長】

皆様、こんにちは。令和 8 年 3 月の記者会見にお忙しい中お越しいただきまして、誠にありがとうございます。

今年度最後の記者会見です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、表紙からご紹介をさせていただきます。

表紙は、第 1 回東京都北区フォトコンテストの入賞作品を挙げさせていただいております。

北区では 2025 年 10 月に、区の魅力を発信するための公式Instagramを開設しました。その開設を記念するとともに、より多くの方々に北区の魅力を知っていただくきっかけとして、今回初めてフォトコンテストを開催いたしました。北区の好きなところをテーマに募集をさせていただいたところ、なんと 236 作品のご応募をいただきました。ご応募いただきました皆様、ありがとうございました。多くの皆様にご参加をいただくことができました。

さらに、最終選考ですね。最終選考に残った 8 作品を、区民の方々にさらにご投票いただきまして、この作品が最優秀賞に選ばれました。最優秀賞のきなこもちΩさん、おめでとうございます。北区の魅力を凝縮した写真になっていると思います。今回のフォトコンテストは多くの反響をいただきまして、北区の魅力を改めて感じていただける、そんな機会になったと思っています。

今回の投票で区民の方々からも多くのお声をいただいています。例えばですね、「北区の魅力を再発見できた」、「訪れてみたい場所が増えた」、また「1 枚に絞るのが難しかった」など、うれしいご感想もたくさんいただいております。ありがとうございます。

そして、Instagram 新設に際して、今回のフォトコンテストでフォロワー数を増やしていきたいという思いもありました。この 10 月 14 日開設から年度末までで、目標としては

5000 名のフォロワー数を掲げておりましたが、なんと現時点で 6985 名のフォロワー数となっております。目標を達成し、さらにさらに高みを目指して頑張っていきたいなというふうに思っております。こういったフォトコンテストなど、様々な取り組みを通じて、多くの方々に北区に関心を持っていただき、そして魅力を広めていけたらなと思っております。

フォトコンテストはですね、ご好評をいただきましたので、この後も年に一回ペースで続けていけたらなというふうに思っております。どうぞ楽しみにしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、報告事項に入らせていただきます。こちらが目次になります。本日は 7 つの主要政策の中からご覧の 5 項目について御報告をさせていただきます。どの項目も、区として大きな取組であります。事業の進捗のご報告はできるだけ丁寧に行いながら、区民の皆様のご意見、ご理解をいただき、ご協力のもとで進めていけたらと思っております。児童相談所先行、児相の先行開設、北とぴあの改修について、新庁舎整備の進捗について、民泊条例案について、そして外部人材専門アドバイザーについての 5 項目であります。

まず 1 つ目の項目は、北区設置の児童相談所開設についてであります。

児童相談所と複合施設の整備は、これまで 3 回の入札不調によりまして、令和 12 年度の開設へと遅れる見通しをこれまで公表させていただいております。

今回、複合施設の完成を待たずに、令和 10 年 7 月を目標に児童相談所を単独で先行開設することを決定いたしました。そのご報告であります。

場所は浮間にあります旧特別養護老人ホーム、浮間さくら荘の場所です。現在は、区立特別養護老人ホーム桐ヶ丘やまぶき荘の大規模改修工事における仮移転先として使用しております。その後、必要な改修を行いまして、児童相談所としての機能を整備した上で開設をしていきたいと思っております。

次のページです。児童相談所等を含む複合施設は、当初、令和 6 年度の着工、令和 8 年度中の開設を目指して準備を進めてまいりました。しかし、先ほども申し上げましたとおり、入札不調、3 度の入札不調によりまして、開設時期を令和 12 年度へと大幅に見直しがされることとなりました。

これまでの不調、入札不調ですが、資材高騰等を含めた物価高騰もありまして、令和 6 年 9 月、まず入札不調になりまして、その次の 12 月に向けては金額を増額しての入札でしたが、不調となりました。そしてその後、設計の施工性を高めていくということで、一部修正を加えての入札をかけましたが、こちらも不調となりました。こういった少しずつ入札、落札されるよう、区としても工夫をしながら入札を続けてまいりまし

たが、落札されずに、今回、全面的な設計の見直しをかけていくということで判断をし、全体の複合施設開設が 12 年まで延びる、このことを受けて、児童相談所をどのようにしていくかということ、庁内、また関係者の方々とも協議を続けてまいりました。

現状ではですね、児童虐待件数は依然として高い水準を推移しています。東京都の一時保護所では、定員超過が続くなど、子どもを取り巻く環境は一層複雑化、厳しいものとなっています。こういった状況を踏まえまして、一刻も早く北区の子どもたちと家庭を守る体制を整えたいという考え方から、複合施設の開設を待たずに、児童相談所を単独で早期開設できないかということを考えました。

庁内での関係機関との調整、協議を進めながら、今回改めて都との調整が整ったということでご報告をさせていただき次第です。

その結果といたしまして、浮間さくら荘を活用することで、必要な機能を確保しつつ、早期開設が可能であると見通しを立てたところから決定した次第であります。

このことですね、単独での開設によりまして、子ども家庭支援センターとのより強い連携、そして 2 つ目は、虐待につながる案件への迅速な対応。スピード感を持って対応していくことができることで、区内の子どもたち、また子育て家庭を守っていくことをやっていきたいというふうに思っています。

また、令和 12 年度の複合施設開設に向けても、進捗状況を区民の皆様へ丁寧にお伝えをしながら、確実な完成を目指して取り組んでいきたいと思っております。

社会情勢の変化など、さまざまな社会環境、条件が変わります。どのような要件が生じて、その都度しっかりと柔軟に対応していき、区民のよりよい生活を守るための取り組みにつなげていきたいと考えております。

北区は、今後も「子どもの幸せ No.1」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

続きまして、2 点目の項目は、北とぴあの新たな改修プラン『リ・デザインプラン』についてのご報告であります。

北とぴあは、長年にわたり区民の皆様にご親しまれてきた、北区を代表する文化交流拠点であります。開館から 30 年経過した令和 2 年度から 3 年度にかけて改修基本計画を策定いたしまして、その後、基本設計、実施設計を進めてきました。

当初は、令和 7 年度から 2 か年の全館休館を伴う大規模改修工事を予定しておりましたが、近年の物価上昇や資材価格の高騰によりまして、改修経費が当初の見込みの 100 億円から 190 億円へと大幅に増加しました。

また、あわせて、王子駅周辺の再開発がより具体的になるなど、周辺環境の変化に対応するため、工事費の圧縮や改修内容、また手法の見直し、その後の活用などについて、今後の方向性を改めて検討することといたしました、検討には 3 つの考え方、方針を掲げました。

1 つ目は、2 年間の全館休館を再検討いたしまして、区民利用を継続しながら、「居ながら改修」をしていくこと。2 つ目が、改修内容の見直しや手法を再検討いたしまして、工事費用を圧縮していくこと。そして 3 つ目が、王子駅周辺まちづくりの進捗に合わせて、さらなるにぎわい・地域交流空間の創出をしていくこと。この 3 つの視点から再検討を進め、新たな改修プラン、『リ・デザインプラン』を取りまとめました。

『リ・デザイン』とは、既存の機能や価値を見直し、再構築することで、費用を抑えつつ、北とぴあの魅力や利用価値を高める取り組みを意味しています。改修費用を 80 億円に抑えつつ、今後 20 年間にわたり、安全・安心・快適に利用できる魅力ある施設へと再生することを目指して改修を進めてまいります。

『リ・デザインプラン』の具体的な内容についてご説明をいたします。この改修を通じて、より安全で魅力的な施設を目指し、大きく 3 つの改修を行ってまいります

1 つ目が、ホール機能の改善、北とぴあの一番人気の施設であります、ホール機能の魅力を高めます。さくらホール、つつじホールなど、文化施設の機能を強化いたしまして、文化・芸術活動をより豊かに支える空間へと進化させます。

2 つ目は、フロア利活用の再設計です。利用実績や利用者の方々のご意見を踏まえて、また、より効率的、効果的な利用ができるように、区民プラザの改修、喫茶跡地の活用、高層階の空間整備など、公共スペースをより有効に活用し、新たなにぎわいを創出してまいります。

3 つ目が、施設の維持保全であります。空調設備や屋上防水など、老朽化が進む基盤部分を計画的に改修し、安全で快適な環境を確保してまいります。

その他、無料 Wi-Fi 環境の整備、予約システムの改善など、利用者目線での利便性向上にも取り組みます。改修期間中は一部施設の利用停止が生じますが、施工範囲を最小限に抑え、利用者の皆様への影響をできる限り軽減し、より安全で魅力的な施設を目指してまいります。

次に、主なスケジュールであります。こちらの表、お示しをしております。各施設の改修時期をお示しました。

まず、上から区民プラザが令和 8 年秋ごろ改修します。そして、展示ホール、地下 1 階ですね、奥の展示ホールにつきましては、令和 9 年 6 月から 7 月ごろの開始を考えておまして、この期間が利用停止となります。そして、屋上庭園は令和 10 年の改修、このことで屋上防水工事、そしてその後、表面オープンスペースを整備して、皆さんに活用いただけるようにしていきたいと思っております。

続きまして、さくらホール、つつじホールの改修です。令和 10 年の改修を予定しており、この間約 8 か月ほど利用停止期間を設けます。詳細につきましては、改めてご案内をさせていただきたいと思っております。

もう一つ、ドームホールにつきましても、令和 10 年の改修予定で、ドームホールは最大 2 か月間利用停止期間があります。

いずれも施設の利用停止期間につきましては、しっかりと区民の皆様は早めにご案内をし、活動の負担にならないようにご案内をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

今回のプランは、北とぴあが持つ既存の価値を最大限に生かしながら、安全性、利便性、快適性を高め、これからの 20 年間も、区民の皆様は安心してご利用いただける施設へと生まれ変わらせるものです。改修に伴い、一時期不便をおかけすることもございます。どうか区民の皆様、利用者の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

それでは、3 つ目の項目に移らせていただきます。3 つ目の項目は、北区新庁舎整備についてです。

新庁舎整備は、多額な費用を要する大きな取り組みとなります。区民の皆様には丁寧に進捗状況をお伝えしながら、ご理解をいただき、進めていきたいと考えています。新庁舎整備は、基本計画策定後、建設工事費の高騰など、社会状況の変化を踏まえて、建設コストの削減に向けた検討を重ねてまいりました。令和 7 年 8 月に開催いたしました基本設計中間報告説明会では、建設コスト削減に取り組み、約 50 億円の削減を行っていることをご報告いたしました。

そしてさらに、令和 8 年度は、今後の建設コストの上昇抑制や工期の適正管理、そして DX や AI の進展に伴う行政サービスのあり方の変化など、社会状況に柔軟に対応するため、専門的な検討会を設置することといたします。この検討会では、基本計画の再点検、そして基本設計の見直しを行ってまいります。

具体的な検討項目は、床面積、構造、形状についてや、施工性を向上させるための方策、それからそれらを受けた整備費の抑制策などです。また、令和 7 年 12 月に新庁舎の位置条例を公布し、このたび印刷局と土地取得に関する協定を再締結することとなりました。これにより、令和 10 年度に土地を建物付きで取得することとなります。これまで更地での取得を協議してまいりましたが、土地価格の上昇に対応するため、土地付きで、1 日も早期に土地を取得し、購入価格の上昇を回避していきたいと考えています。

次のページです。主な今後のスケジュールとなります。

令和 8 年度は、先程申し上げました検討会とともに、都市計画決定を申請していきます。令和 9 年度は実施設計の着手。令和 10 年度は土地売買契約の締結、用地取

得。そして令和 17 年度ごろ開設、開庁予定としております。新庁舎の事業スケジュールも明確化してまいりました。令和 10 年度に土地を建物付きで取得した後は、解体工事に約 2 年間、新築工事に約 4 年間、移転に約半年間を要しまして、令和 17 年度頃の開庁を予定しております。

開庁時期の変更がある際は、再度お伝えをしっかりとまいりたいと思います。引き続き、区民の皆様からのご意見を伺いながら、地域とともに歩む新庁舎整備を進めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、4 つ目の項目は、民泊条例案についてであります。多くの区民の方々からもお問い合わせやご意見をいただきまいりました民泊条例です。

今回の民泊条例案、「東京都北区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例(案)」を協議会で丁寧にご議論いただきまして、取りまとめた次第です。このたび、区民の方々からご意見を伺うためのパブリックコメントを実施いたします。

まず、本条例案の目的からご説明をしていきたいと思っています。3 つの大きな目的を掲げました。

1 つ目は、区民の生活環境を守ること。2 つ目は、宿泊者が安心して滞在できる環境を整えること。そして 3 つ目が、適正な民泊事業の発展を支えること。の 3 つであります。

北区では近年、住宅宿泊事業、いわゆる民泊の増加に伴い、騒音、ゴミの放置、住民とのトラブル、不在型民泊による管理不十分な運営など、生活環境への影響が区民の皆様から多くご意見が寄せられておりました。

こうした状況を受け、北区は、地域社会と事業者が調和しながら共存できる仕組みを整えるため、本条例案を策定してまいります。

2 枚目です。民泊条例案の具体的な内容について、要点をご説明いたします。

まず、スライドの左側をご覧ください。事業者の責務といたしましては、法令遵守を徹底するとともに、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないことを基本としております。

具体的には、届出前の周辺住民、町会への説明会の開催、屋外禁煙表示の実施、廃棄物保管庫、ごみ箱の設置などを義務付けております。

これらの義務は、新たに事業を開始する事業者だけではなく、既に営業している事業者にも適用し、全ての事業者に遵守していただきます。特に家主不在型事業者につきましては、防犯面への配慮を一層徹底するため、防犯カメラの設置を義務付けます。

また、警察官 OB を配置いたしまして、巡回確認や苦情・相談対応を行うことで、制度の実効性を確保してまいります。加えて、ルールが守られない場合には、業務改善

命令、業務停止命令、氏名、所在地、違反内容の公表まで含め、厳正に対応をしてまいります。

続いて、表の右側をご覧ください。こちらは新たに設けるルールとなります。近隣区では、住居地区での家主不在型の民泊について、条件付きで営業を可としています。これに対して北区では、住居地区での営業を、家主不在型は不可といたします。このことで、より明確で厳しいルールとしていきます。北区は生活環境を最優先に、23 区の中でも、明確で厳しいルールを採用してまいります。

そして、この考え方を具体的に示したものが次のスライドの地図であります。この地図、北区の全体の地図ですが、全体の中で、家主不在型民泊の営業が制限されるエリアを色分けしております。区内のおよそ約半分、半分のエリアで、特に住居地区です。営業が家主不在型ではできない仕組みとなります。

このように既存、新規を問わず、ルールを徹底していくとともに、新たな制度により、エリアとしても明確に制限することで、地域住民の方々の安全安心を守っていきます。生活環境をしっかりと守っていくための条例案となっています。

あわせてですね、条例案では規制に関する内容をお示しておりますが、一方で、優良な民泊事業者の方々もたくさんいらっしゃいます。優良な民泊事業者の皆さんへの応援も、しっかりと区としては進めていきたいと思っています。この条例案の制定とともに、優良民泊事業者としての登録制度を応援する仕組みとしてつくってまいります。

民泊に関する報道もさまざま、全国的に注目を浴びております。これまで区としてさまざま条例制定に向けた検討を進めてまいりましたが、当初、令和 7 年度中の条例制定を目指しておりましたが、さまざまなご意見、そして周辺区の取り組みを踏まえて、より厳しくしっかりとした条例とするため、あわせて優良事業者へのサポートも強化していくために、条例制定、令和 8 年、今ですね、パブリックコメントを実施し、令和 8 年度末、令和 9 年の 1 月ごろの施行を目指して進めてまいります。区民の方々からのご意見、ぜひともいただきたいと思っております。

スライド 3 枚目のこちらになります。令和 8 年 3 月 23 日から 4 月 21 日までパブリックコメントを実施いたします。北区ニュース 3 月 20 日号、区の公式ウェブサイト、SNS、また、閲覧場所といたしましては、北区保健所、区政資料室、地域振興室、図書館、区 WEB サイト、ホームページなど閲覧していただくことができます。ぜひとも多くの方々のご意見をいただき、パブリックコメントを踏まえて、今後の取り組みについても検討を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

本条例案は、民泊をめぐる課題に対応しつつ、地域経済やコミュニティの発展とも調

和する内容であると考えております。区民の皆様の安全で快適な暮らしを守るため、多くのパブリックコメントのご参加お待ちしております。よろしくお願いいたします。

そして、最後のご報告、5 つ目は、外部人材専門アドバイザーの任命についてです。2 つの外部人材専門アドバイザーを任用してまいります。

お 1 人目、1 つ目はブランディングアドバイザーです。シティブランディングを一層強化するため、新たに西口希氏に「東京都北区ブランディングアドバイザー」に就任いただきます。

西口氏は P&G でブランドマネージャー、マーケティングディレクターを歴任されまして、ロート製薬では執行役員マーケティング本部長として活躍されました。

この中では「肌ラボ」、皆さん多分聞いたことがあるブランドばかりですが、「肌ラボ」、「Obagi」、「メラノ CC」など 60 以上のブランドを統括されてきた、日本を代表するマーケティングの専門家です。

その後もロクシタンジャパン代表取締役、スマートニュース執行役員として日米のマーケティング戦略を指揮されまして、さらに日米で特許化されました、マーケティングサービスを提供する M-Force 株式会社を創業。事業成長の後、マクロミルへの M&A を実現させるなど、ブランド戦略・事業創造の両面で卓越した実績をお持ちの方です。現在は Strategy Partners および Wisdom Evolution Company の代表取締役社長として活躍されています。

北区では、西口氏の高度なマーケティング知見を活かし、北区の強みの再発見、効果性の高い KPI の設定・検証、そして戦略的な魅力発信の推進に向けて助言をいただいてまいりたいと思います。民間の最前線で培われた分析力とブランド構築の経験を、区のシティブランディングに取り入れることで、より戦略的な取り組みを進めてまいります。

西口氏からコメントもいただいております。こちらの方をご覧いただければと思います。「北区には独自の歴史や文化、多様な魅力があふれています。これまでの経験を活かし、北区ならではの強みや個性を再発見し、価値を正しく、力強く発信するための基盤づくりを支援したいです。」と、大変力強いコメントをいただいております。

北区は、令和 7 年 10 月に策定いたしました「北区シティブランディング戦略ビジョン」のもと、“新たなファンの増加”と、“ファンプライドの醸成・強化”を目指し、魅力発信とファンの活動支援を進めていきます。

今回の任用は、「きたいを超える 東京北区」の実現に向けた大きな一歩になります。ぜひとも皆様ご注目をいただきたいと思います。

そして、お 2 人目です。DX・AI 推進アドバイザーです。DX・AI 推進体制の更なる強化

を目指しまして、新たに DX・AI 推進アドバイザーとして松島創一郎氏を任用いたします。

松島氏は 1997 年生まれで、東京理科大学理工学部経営工学科をご卒業後、東京大学・松尾岩澤研究室、および松尾研究所において、企業・医療関係者との共同研究に従事されてきました。在学中には、子ども向け教育事業を立ち上げ、事業譲渡まで実現されるなど、若い世代ならではの實力と起業家精神をお持ちの方です。

その後は、教育・事業・大手企業との AI アルゴリズム開発や DX プロジェクト、大規模言語モデルの研究開発など、最前線の技術領域でプロジェクトマネージャーとして活躍されてきました。2022 年には、AI 技術の社会実装を推進する株式会社 IGSA を創業し、音声・言語など複数モダリティを横断する先端の AI の研究開発を進めておられます。

北区では、CIO 補佐官と連携をしながら、AI 活用の実践とガバナンス構築の司令塔として、区の DX 推進を強力に後押ししていただきます。

松島氏からもコメントをいただいております。「AI の力で地域社会の課題解決に貢献し、住民サービスの向上に取り組みたい」と力強いコメントをいただいております。

北区は、今後も区民の皆さまの暮らしをより良くするため、先端技術を積極的に取り入れ、未来志向の自治体づくりを進めてまいります。是非とも DX・AI 推進に皆様のご理解、ご協力をいただきたいと思います。

以上で 5 つのご報告とさせていただきます。ありがとうございます。

#### 【司会】

はい、それでは、これより質疑応答に移らせていただきます。ご質問の際には、挙手のうえ職員が持参いたしますマイクを使ってご発言ください。ご発言の後は、マイクの電源をオフにさせていただきますようお願いいたします。本日の記者会見の内容に関しまして、ご質問はございますでしょうか？

#### 【やまだ区長】

どうぞ。

#### 【質問者・日刊建設通信新聞】

建設通信新聞のコミヤと申します。ご説明ありがとうございました。新庁舎建設関連で幾つかちょっとお尋ねしたいのですが、まず経緯のところ、主に費用面かなというところかなと思うんですけども、8 月、昨年 8 月の中間報告を経て、今回 3 月、今月の発表に至るまで、どういった経緯があって今回の発表に至ったかというところ、またこのタイミングになったところを、ちょっと経緯を詳しくお聞かせいただきたいのが一つと、あとは、今後、専門家の検討委員会を設置されるということでしたが、その構成、

人選みたいところ、構想があればまずお聞かせいただきたいです。

#### 【やまだ区長】

はい、ありがとうございます。まず、令和7年8月の中間報告説明会からこれまでの検討内容といたしましては、やはり引き続き、各区そうですが、建設コストが上昇していく中で、この時点で約50億の削減を試みましたが、それでもこれから建設期間が長くなる中で、建設コストはより高くなっていくのはもう歴然としております。なので、どのような形で、建設コストの抑制を、今よりも安くすること以上に、いかに抑制を抑えていくか、上昇をすることを抑えていけるかということも考えなければいけないという庁内での議論が始まりました。その上でですね、基本計画、そして基本設計、そもそもの設計をもう一度洗い直すというか、見直すことで、何がより施工性を高めて、そして落札されて、また金額も抑えていくことができるのかということですね、ちょっと長期スパンで構えていくと、今考えておく必要があるだろうという考え方から、この間議論をしてみました。

あわせてですね、印刷局との位置条例の議会での可決を経て、印刷局との締結ですね、協定締結をしていく、この流れで、やっぱり土地をしっかりと取得していきながら建物の見直しをしていくことで、全体のそもそもの基本計画をいかに踏襲しつつ、節約したり、期間を適正に管理していくことができるかということを考えていくことで、見直しを図る検討会を設置していくこととしました。

検討会は、もともと基本計画を策定していく検討会で参加をいただいた学識経験者の方々をはじめ、関係者に集まっていたいただきまして、もともとの基本計画の策定していく経過をしっかりと理解していただいている方で、それをもとにしてどういったことが今後変えていったり、ここは残していく必要があるか、という優先順位をつけて見直し案を考えていきたいというふうに思っております。具体的なメンバーについては、所管の方からご説明をさせていただきます。

#### 【新庁舎整備担当課長】

はい、新庁舎整備担当課長の越部です。専門家の方、見ていただいた人というところで、基本計画の時から携わっていただいております、今、設計の方のプロポーザルにも委員長になっていただきましたけれども、小野田委員長を初めとしまして、基本設計のその辺、プロポーザルを見ていただいている先生方にお声がけをしながら詳細を決めていきたいというふうに調整しているところでございます。

#### 【質問者・建設通信新聞】

はい、すみません。あと、開庁時期についてなんですけど、もともと基本計画策定された時には33年、これは15年度ですかね、ごろの開庁を予定されていたかと思うん

ですけど、今回お配りいただいた資料だと、35年度、令和17年の開庁ということになると思います。これは遅れるという認識でいいかというところがまず一つ。

あと、今回の新庁舎建設が、周辺地域、いわゆる先行実施地区の再開発とも関連があると思いますが、特に西棟の方ともデッキ接続するかなと思うんですけど、そういった周りの、住友不動産だったり再開発組合さんとの進行にも影響が少なからずあるのかな、という認識でいます。両者にこの件をどのようにご説明されたのかということ、あとは両者からどのような反応も得られているかということをお聞かせいただきたいです。

#### 【やまだ区長】

はい。まず最初の、当初の開庁時期、令和15年度ということを出させていただきました。この間、その土地の取得の件、それから位置条例、様々な取り組みの中で、開庁時期としては2年間、当初の見込みより遅れることとなりました。これは複合的な要素になります。

令和15年の見込みそのものの想定と、やはりこれまでの検討の時間、要した時間、この部分で最終的に手続を確定していくとですね、土地の取得の時期を確定させていただく、そういったところで見えてきたのが令和17年度っていうふうに考えます。

それから、周辺の先行実施地区とのやりとりについては、所管の方からちょっとご説明をしてもらいたいと思いますが、基本的にはこの前提で進めさせていただいてきていると思うので、大きな影響というかな、は大丈夫だと思っています。具体的なものは所管課長からお願いします。

#### 【新庁舎整備担当課長】

新庁舎整備担当課長の越部です。2年遅れたというところありますけれども、私たちとしては、やっと明確化したというふうに思っているところでございます。基本計画の時も、土地の取得は令和10年度以降というふうに書いていたところが、やっと10年というのが決まったというふうなところで思っておりますので、一つひとつこの辺が精度が上がってきたというふうに思っているところです。西棟とというお話がありましたが、西棟も東、具体的にはそうですね、西とつながる。東はまた別のところではありますけど、その辺のデッキをつなげていくスケジュールですとか、そういうところを今調整しているところですし、これによってそちらの方のスケジュールが遅れるというところがないように調整はしているところでございます。

#### 【質問者・建設通信新聞】

ありがとうございます。

【やまだ区長】

ありがとうございます。頑張ります。

【司会】

その他、ご質問いかがでしょうか。

【やまだ区長】

どうぞ。

【質問者・都政新報】

ありがとうございます。都政新報のタカザワです。児童相談所の先行開設についてお伺いします。まさに複合施設スケジュールということで、今、現段階で、その入札に向けて動いていられると思うんですけど、今の状況をお聞かせ願いたいということとですね、今後、複合施設の入札がまた不調になってしまうというようなことも考えられると思います。そういったときに、区が設置する児童相談所等、こういった扱いになるのかということをお聞かせ願います。以上です。

【やまだ区長】

令和8年度、もう一度入札に向けて今検討を進めています。今回4回目の入札が不調だった場合ということも踏まえてですね、あらゆる想定をした上で、入札に向けた検討をしているつもりです。なので、まず入札がきちっと落札されるような形でまず臨みたいなと思っているんですけども、今回兎相ですね、児童相談所を単独で先行開設していくということは、やはりそういったリスクも踏まえて、子どもたちの環境を早くつくっていくためにも、旧さくら荘での利活用を進めていく。ここは、その後の活用としては、現時点で決めておりませんので、仮に、あってはならないですけども、仮に複合施設が伸びることがあったとしても、単独での児童相談所は引き続きそこで運営できるというふうに考えています。

【司会】

はい、その他ご質問いかがでしょうか。

【やまだ区長】

どうぞお願いします。

【質問者・朝日新聞】

朝日新聞インサイダーです。よろしく申し上げます。今の兎相の関係で、先行開設の時

期が1月と言ったのか7月と言ったのか聞き取れませんでした。すいません。

【やまだ区長】

7月。

【質問者・朝日新聞】

7月。前回の発表の時、総事業費が約70億円ぐらいに膨れ上がるという話だったんですが、今の見通しとしてはいかがでしょう。

【やまだ区長】

複合施設の方ですか？

【質問者・朝日新聞】

そうですね、はい。まあ全体的です。

【やまだ区長】

全体的に。複合施設の方は、今まだ検討中でありまして。具体的な数字は変わらずです。それから、単独での開設に関しての改修費、これも今精査しているところで、その分が加わります。はい。

【質問者・朝日新聞】

前回、デザインが設計を結構こだわったというところで、なかなか難しかったという面もあるんですが、今回、複合施設のデザインについて、何かこんな兎相にしたいですか、何かありましたら教えてください。

【やまだ区長】

そうですね。最初にですね、デザイン性を含めて検討していた時期は、そういった優先度が、デザイン性が優先度が高くてですね、落札されていた建物が、設計のですね、今やっぱり資材高騰ですとか、物価高騰ですとか、また建設関係の働き方改革などで、落札されない、また事業者の方々がこういったものを入札していく、手を挙げてもらえるかっていうところでは、大きく環境変わったなっていうふうに思ってます。そういった意味では、建物に対しての優先度を、何を上げていくかっていうことだと思います。今は、やはり早期に開設することができるっていうことだと思っておりますので、デザイン性は、今までもですね、特別なデザイン性で贅沢をしていたとは思っていないんですけども、それでもやっぱりこう難易度、施工性の難易度はですね、しっかりと事業者のヒアリングをした上で高めていくことが重要だなと思っておりますので、も

ちろん、子どもたちやそういった未来を担う子どもたち、家庭が集まるところでありますので、素敵にしたいなっていう思いはありますが、それでも、やはり一番は早期に開設をし、一人でも多くの子どもたちが安全で安心して北区で暮らせる環境を作っていくことだと思っておりますので、具体的なこういう建物ということはまだまだ中で検討して、何が残せて、何が一番難しいのか、何を削る必要があるかってことはこれからだと思っています。ただ、優先度としてはデザイン性ということはもう置いて、はい、早期開設を目指して頑張ります。はい。

【質問者・朝日新聞】

ありがとうございました。

【司会】

その他ご質問いかがでしょうか。

【やまだ区長】

どうぞ。

【質問者・東京新聞】

東京新聞カトウです。民泊条例ですけれども、多分その条例のない区の方が少ないと思うんですけれども、今まで北区では条例がなかった理由はなぜで、その事情のどこら辺が変わったのかというところで説明していただきたいのと、あと、他区では営業できる曜日とか、そういうのを区切っているところがあると思うんですけれども、多分北区ないと思うんですが、それはなぜ曜日とかの区切りは作らないのかというところをお願いします。

【やまだ区長】

はい。当初ですね、これだけですね、民泊が大きく伸びていくっていう想定をどこまでできたかっていうことはあると思います。現実的に、さまざまな民泊の利用が増えていく中で、例えばですね、北区では、民泊の事業者の数もですね、登録件数として今589件、590件になりますが、令和5年、令和6年ぐらいから伸び率が非常に高く、令和6年度は416件からプラス、令和7年度が173件プラスになりました。その令和5から令和6のところでも140件ぐらいプラスになっています。こういった事業者の登録が増えてきたこと、それから、それに伴って苦情件数が非常に増えたこと。例えば令和8年度2月末では139件の苦情が区の方に届いております。令和6年度末は53件でした。1年間で約2.5倍の苦情件数に増えています。

ということで、周辺区の方々がしっかりと条例を制定して、より設置が難しくされる中

で、適正な運用が進む中で、設置がしやすい区に寄ってくるっていうことがあってはならないという思いも持っています。

そういったことも含めて、区民の方々からのお声、それから施策として進めていく上で、区民の生活を、環境を守っていく考えから、民泊条例をずっと検討してまいりました。この検討時期はですね、他の4区と同じ時期に始めてきたんですけども、北区が一番遅くなりました。

これはですね、協議会の中で最初にご意見いただいた区の家と共に、条例で規制するだけではなくて、優良な民泊事業者をどのように守り、活用していくのか、これは観光施策ですとか産業振興の観点も含めて考える必要があるというご指摘、ご意見もいただいたことから、その点も含めて検討を協議会の中では進めてきました。その点に加わったことで、条例制定の時期が他の区よりも半年ほど遅れました。が、その分ですね、状況をしっかりと検証した上で、より現実的なもの、厳しく適正なものにできたんじゃないかなと思っています。

2つ目のご質問で、曜日の規制を設けない。主にですね、例えば夏休みだけとか、週末だけとかっていう区が多いんですけども、週末だけ、それから期間を区切っても、いつ営業しているかしてないか、なかなか難しいですね。であれば、一番多い苦情は、家主不在型の苦情が多いので、そもそも不在型の民泊を住居地域に設けることを制限していくことで、住民の方々の生活を守っていくこと。法律上の180日以内ですっていうのが守られているかどうかということが、なかなかその曜日で縛られたものでは、区として見ていくことが難しいのであれば、やはり場所として、設置を、不在型の方はもう許可しないってことが、より住民の生活を守れるかなという発想で、協議会の中ではご意見をいただきながら検討を進めてきました。はい。

【司会】

そのほかご質問いかがでしょうか。

【質問者・NHK】

NHKのハシモトです。お願いします。

【司会】

はい、お願いします。

【質問者・NHK】

発表の案件以外なんですけれども、最近ちょっと話題になっているごみの有料化について伺いたいんですけど、今月、特別区長会の検証委員会でそういう提言もあったところなんですけれども、北区としては、というか、区長としてはごみの有料化につい

でどういふふうにかえられているのか、今後の検討をお伺いできればと思います。

**【やまだ区長】**

そうですね、まず、北区としての考え方ですが、北区のさまざまな計画の中では、まずごみを減らしていくことということが大きな課題として挙げております。そして、ごみを減らしていく、その先に有料化の課題を検討していくという順番になっておりますので、区の中での有料化については、検討は今進んでおりません。検討しておりません。加えて 23 区、このごみの有料化は、区単独で行うものではなく、もちろん東京都が決めるものでもなく、23 区全体で、統一見解を進めていくべき課題だというふうに認識しておりますので、特別区区長会、そして一組の協議会の中でしっかりと協議をしていくことで、あわせてですね、23 区一組の課題としては、施設ですね、焼却施設、この建て替え計画も含めて検討していかなければいけないと思っておりますので、今の段階で 23 区、足並みをそろえて検討していく中に、前回吉住会長のコメントなども出ておりましたが、今、23 区区長会の中では、事業系のごみについての検討を一番に進めていて、23 区でのごみの有料化ということ、具体的にどうしていかうかという検討にまでは至っていないという認識であります。

ですので、その考え方で引き続き何を優先的に検討していくべきかという項目を見極めながら、23 区特別区の中、また清掃一組の中、そして区の中で検討を進めていきたいというふうに思っております。はい、以上です。

**【質問者・NHK】**

なので、23 区、特別区、区長会に合わせて…

**【やまだ区長】**

もちろんです。そうですね、どこかの区だけとかっていうことは無理だと思っております。なので 23 区でしっかりと協議をして、足並みをそろえて、どうしていくのか、何ができるのか、どんなふうによれるのか、やれないのかということを検討すべきだというふうに個人的には考えています。

**【司会】**

それでは、記者会見以上で終了とさせていただきます。ありがとうございました。

**【やまだ区長】**

ありがとうございました。来年度もよろしく申し上げます。